

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220308	有限会社福本自動車工業(法人番号1250002003388) 代表者福本昇	山口県防府市大字新田914番地の4	本社営業所	山口県防府市大字新田914番地の4	事業停止(30日間)、輸送の安全確保命令及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項、法第18条第1項及び同条第3項	令和2年12月8日、情報提供を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項、(2)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(3)運行管理者の選任義務違反(安全規則第18条第1項)、(4)運行管理者の解任届出義務違反(安全規則第19条)	30	30
20220309	株式会社ムロオ(法人番号6240001026634) 代表者山下俊一郎	広島県呉市中央1丁目6-9	呉支店	広島県東広島市黒瀬町大字乃美尾字西市ノ堂672-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年3月1日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係るもの)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	0
20220309	アート引越センター株式会社(法人番号8122001015081) 代表者寺田政登	大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号	広島南支店	広島県広島市南区東雲2丁目1番26号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年3月3日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係るもの)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0